

第34回 遠賀町農業委員会総会議事録

- 1.日 時 平成29年 4月10日(月)
13時00分～14時30分
- 2.場 所 遠賀町役場 第6会議室

遠賀町農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員

第34回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 平成29年4月10日(月) 13時00分～14時30分

2. 場所 遠賀町役場 第6会議室

3. 出席委員(10人)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安部	喜美雄
委員	3番	安藤	敏生
委員	4番	古野	靖之
委員	5番	矢野	卓雄
委員	6番	加藤	秀邦
選任学識	7番	加藤	陽一郎
選任学識	8番	二村	義信
委員	9番	高山	和幸
委員	10番	矢野	繁敏(欠席)
委員	12番	森	昭徳

4. 4月の農業相談委員

12番	森	昭徳
2番	安部	喜美雄

5. 議事日程

第1 議事録の署名委員の指名

5番 矢野 卓雄

6番 加藤 秀邦

第2 会議書記の指名

事務局職員 安部 真介

第3 議案

農地法第3条の規定による許可申請について()

農地法第3条の規定による許可申請について()

農地法第3条の規定による許可申請について()

農地法第4条の規定による許可申請について()

農地法第5条の規定による許可申請について()
農地法第5条の規定による許可申請について()
農地法第5条の規定による許可申請について()
農地法第5条の規定による許可申請について(他1名)
農地利用集積計画の承認について(推進機構)

第4 その他の案件

農業委員及び農地利用最適化推進委員について
農業委員会通信の発行について
お別れ旅行について

開 会 13時 00分

議長 皆さん、こんにちは。

議長 本日の出席委員は、11名中10名の委員が出席されております。過半数の出席があり、総会が成立しています。よって、ただ今より第34回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、議事録の署名委員の指名ですが、5番矢野 卓雄委員、6番加藤 秀邦委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【異議なし。】の声

議長 それでは、矢野 卓雄委員、加藤 秀邦委員をお願いします。

議長 次に、次第の3、4月農業相談員は12番森 昭徳委員、2番安部 喜美雄委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように、付議案件は、農地法第3条申請関係3件、農地法第4条申請関係1件、農地法第5条申請関係4件、農地利用集積計画関係1件となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の安部を指名します。

議長 ここから議事に入ります。
現地調査の伴う案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。付議案件 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が若松にお住まいの 氏で、譲渡人が北九州市小倉北区にお住まいの 氏で、申請地が3ページの字図にありますように大字若松字上ノ段2782番、大字若松字墓ノ尾2793番、地目が畑、合計面積が1,101㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地となっています。譲受人が規模拡大のために農地を取得するもので、耕作面積や従事する環境に特段問題は無いものと思われま

事務局 続きますて4ページをお開きください。付議案件 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が木守にお住まいの 氏で、譲渡人が木守にお住まいの 氏で、申請地が6ページの字図にありますように、大字木守字新入田313番1、地目が田、面積が1,918㎡です。農業区域が農業振興地域内農用地となっています。付議案件 の農地との贈与による交換となっており、耕作面積や従事する環境に特段問題は無いものと思われま

事務局 続きますて7ページをお開きください。付議案件 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が木守にお住まいの 氏で、譲渡人が木守にお住まいの 氏で、申請地が9ページの字図にありますように、大字木守字猪熊621番、地目が田、面積が1,075㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地となっています。付議案件 の農地との贈与による交換となっており、耕作面積や従事する環境に特段問題は無いものと思われま

事務局 続きますて10ページをお開きください。付議案件 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。申請人が尾崎にお住まいの 氏で、申請地が12ページの字図にありますように、大字尾崎字村1029番2、地目が畑、面積が9.4㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第3種農地となっております。申請目的は付議案件 の自己住宅建設に関連して測量を行ったところ、農地の一部が宅地に取り込まれていたため、申請するものです。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。13ページが現況平面図及び土地利用計画図及び縦横断図、14ページが関係者説明に関する調査票、15ページが顛末書となっております。

事務局 続きますて16ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。借受人が尾崎にお住まいの 氏で、貸渡人が尾崎にお住まいの 氏で、申請地が18ページの字図にありますように、大字尾崎字村1029番3 他2筆、地目が畑、合計面積が555㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第2種農地となっております。申請目的は自己住宅建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんより条件付き承諾をいただいております。条件については、24ページを

ご覧ください。19ページが現況平面図、20ページが土地利用計画図、21ページが縦横断図、22ページが被害防除計画書で排水は雨水が水路放流及び自然流下、汚水が公共下水道接続となっています。23ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして25ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が水巻町にお住まいの 氏で、譲渡人が今古賀にお住まいの 氏で、申請地が27ページの字図にありますように、大字今古賀字正堺218番6他1筆、地目が田、合計面積が251㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が準工業地域の第3種農地となっております。申請目的は自己住宅建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認しております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。28ページが現況平面図、29ページが土地利用計画図、30ページが縦横断図、31ページが被害防除計画書で排水は雨水が水路放流、汚水が公共下水道接続となっています。32ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして33ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が別府にお住まいの 氏で、譲渡人が別府にお住まいの 氏で、申請地が35ページの字図にありますように、大字別府字南3117番1、地目が畑、面積が634㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。申請目的は自己住宅建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認しております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。36ページが現況平面図、37ページが土地利用計画図、38ページが縦横断図、39ページが被害防除計画書で排水は雨水が水路放流、汚水が合併処理浄化槽で処理となっています。40ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして41ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定による許可の変更申請についてでございます。譲受人が蓮角にお住まいの 氏他1名で、譲渡人が熊本にお住まいの 氏で、一番下の備考欄に記載があるとおり、2月の総会で審議しましたが、申請人が1名から2名の共有に変更になったため、許可の変更申請となります。申請人が変更になった以外は変更点はありません。申請地が43ページの字図にありますように、蓮角926番7、地目が田、面積が263㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第二種低層住居専用地域の第3種農地となっております。申請目的は自己住宅建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認しております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。44ページが現況平面図、45ページが土地利用計画図、46ページが縦横断図、47ページが被害防除計画書で排水は雨水が水路放流、汚水が公共下水道となっています。48ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして、49ページをお開きください。付議案件 農地利用集積計画の承認についてでございます。譲受人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構で、譲渡人が島門にお住まいの 氏で、申請地が51ページの字図にありますように、大字鬼津字上牟田1324番、地目が田、面積が3,107㎡です。農地区域が農業振興地域内農用地となっております。所有権の移転時期は4月末を予定しています。本件は通常の利用権設定に基づく利用集積計画ではなく、県の農業振興推進機構の仲介による農地の売買に係る利用集積計画になります。この農地あっせん事業は農用地の売買について推進機構が仲介に入り、所有者から一旦機構が買い受け、機構から担い手に売り渡す事業になります。今後は尾崎の さんへ機構から売り渡す議案を6月に提案する予定となっております

事務局 以上が、現地調査を伴う案件であります。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 13時 25分

- 現地調査後 -

再 開 14時 24分

議長 再開します。
それでは 付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の矢野繁敏委員は本日欠席していますので事務局からご報告をお願いします。

事務局 矢野委員は「何も問題はありませんので、ご審議よろしく申し上げます。」と言われていましたので報告します。

議長 ありがとうございました。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成9名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の安部喜美雄委員からご報告をお願いします。

地元委員 何も問題はありませんので、ご審議よろしくをお願いします。
(2番)

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第3条の規定による許可申請について原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成9名で、付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の安部喜美雄委員からご報告をお願いします。

地元委員 何も問題はありませんので、ご審議よろしくをお願いします。
(2番)

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成9名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の高山和幸委員からご報告をお願いします。

地元委員 (9番) 何も問題はありませんので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございました。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成9名で付議案件 は承認されました。

議長 次に付議案件 を議題に供します。まずは地区担当の高山和幸委員からご報告をお願いします。

地元委員 (9番) 18ページをご覧ください。進入道路が農道で、幅が狭いので将来を見越してセットバックをするようにお願いしており、本人も了解済みです。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございました。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成9名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。付議案件 は加藤陽一郎委員が当事者となりますので、審議の間、退室をお願い致します。まずは、地区担当の加藤秀邦委員からご報告を

お願いします。

地元委員 何も問題はありませんので、ご審議よろしくお願いします。
(7番)

議長 ありがとうございました。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成8名で付議案件 は承認されました。

(加藤陽一郎委員入室)

議長 次に、付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の加藤秀邦委員からご報告をお願いします。

地元委員 何も問題はありませんので、ご審議よろしくお願いします。
(6番)

議長 ありがとうございました。続きまして、加藤陽一郎委員からご報告をお願いします。

地元委員 何も問題はありませんので、ご審議よろしくお願いします。
(7番)

議長 ありがとうございました。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成9名で付議案件 は承認されました。

議長 次に付議案件 を議題に供します。まずは地区担当の安藤敏生委員からご報告をお願いします。

地元委員 何も問題はありませんので、ご審議よろしくをお願いします。
(3番)

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成9名で付議案件 は承認されました。

議長 それでは、付議案件 について、発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。付議案件 農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成9名で付議案件 は承認されました。

議長 続きまして、その他の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農業委員及び農地利用最適化推進委員について

事務局 農業委員会通信の発行について

事務局 お別れ旅行について

議長 はい、それではその他皆さんの方からございませんでしょうか。

【ありません。】の声

議長

無いようでございますので、以上をもって、第34回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 14時30分